

まちなかアート FAQ



■ 応募について

Q イベントの対象期間が令和5年11月1日から令和6年3月31日となっているが、例えば「令和5年10月25日から11月25日の写真展」あるいは「令和6年3月25日から4月3日の展覧会」などは対象となるか？

A 「令和5年10月25日から11月25日の写真展」は対象となりますが、補助事業は令和5年度中に完了する必要があるため、「令和6年3月25日から4月3日の展覧会」は対象外となります。令和5年度中に完了するイベントのうち、応募要領に示した期間とイベント期間が重なっており、かつ、日程が連続している事業は対象とします。

Q 申請者は、法人でも構わないのか？

A 法人も対象です。

Q 申請者は、神戸市に所在地がなくてもよいのか？

A 市外の方も申請できます。

Q 申請者と出演アーティストが同一人物でもよいのか？

A 構いませんが、申請者が神戸市外の方は他に神戸のプロのアーティストを起用する必要があります。

Q 物販を行ってもよいのか？

A 申請者や出演アーティストに関連するような物販（CDやアーティストの作品等）については、アーティストの収入増に寄与することあり、ぜひ積極的に実施ください。ただし、事業を実施する会場によっては物販が不可の場合もあるため、事前に確認したうえで必要に応じて会場の許可を取得してください。

Q 「文化芸術基本法第8条から第12条に定める文化芸術分野」とはなにか？

A 音楽（ジャンルは問わない）、演劇、舞踊（バレエ、現代舞踊等）、伝統芸能（能楽、文学、歌舞伎雅楽等）、大衆芸能（落語、漫才等）、生活文化（茶道、華道等）、国民娯楽（囲碁、将棋等）、美術（絵画、彫刻等）、マンガ、映画等になります。

Q これまでのまちなかアートで採択された事業の第二弾を行いたい。可能か？

A 可能です。本事業はまちなかでのアートイベントを定着させることを目指しているので、ぜひ継続的に事業を行ってください。ただし、優先的に採択されるわけではありません。

Q 開催場所は神戸市内でなければならないのか？

A 神戸市内に限ります。

Q 屋内の会場で対象となるのはどのようなところか？

A 大規模商業施設のイベントスペース、公共施設やホテルのロビーなどを想定しています。普段から無料で自由に入出りができ、密にならずにイベントを行うことができる場所であれば対象となります。ただし、ホールやライブハウス、ギャラリー、スタジオなどは対象外です。

Q 三宮プラッツやサンキタ広場などで実施する事業はどうして対象とならないのか？

A 応募要領で対象外としている「三宮プラッツ、神戸阪急2階グランパティオ、サンキタ広場・サンキタ通り」については、市公認アーティスト（年内に募集）がアートパフォーマンスを行える場所に指定予定のため、今回の「まちなかアート事業」では対象外としています。

Q その他会場について注意すべき点は？

A 会場に入るために入場料が必要な施設、また、屋外であっても住宅地内にある公園や広場等、近隣住民への配慮が必要になる場所は対象外となります。

Q 補助の対象となる経費のうち会場使用料について、イベント当日以前に練習やリハーサルのために使用した会場の費用は補助対象経費となるのか？

A 対象とはなりません。

Q アーティストがプロかどうかの証明ができる資料とはどのようなものか？

A 過去に出演したことがわかる有料の公演等のチラシやパンフレットなどが主となります。また、絵画のアーティストなどで、この条件にあてはまらないアーティストを起用する場合は、個展を行い、売上があったことなどがわかる資料をご提出ください。
無料のイベントに事業者から謝礼を受けて出演した場合は、謝礼を受けたことがわかる領収書等をご提出ください。

Q 出演予定のアーティストが過去にまちなかアートに出演したかどうか不明であるが、どうしたらよいか？

A 神戸市まちなかアート担当（machinaka_art@office.city.kobe.lg.jp）までご連絡いただければお調べいたします。もしくは、出演したことがないアーティストと同様に、プロであることを証明できる資料をご準備いただいても構いません。

Q アマチュアのアーティストも出演予定だが、応募を行うことはできるか？

A 神戸市在住のプロのアーティストを起用していれば応募することはできますが、アマチュアのアーティストへの謝礼は補助の対象外となりますのでご注意ください。また、申請書のアーティスト情報への記入は不要です。

Q 同じアーティストが複数の申請者のイベントに出演しても問題はないか？

A 問題ありません。ただ、応募要領の採択基準に記載のとおり「特定のアーティストに出演機会が偏らないよう、あるいは出演回数の少ないアーティストが参加している事業」を考慮して採択します。

Q 申請書に「補助金以外の収入もしくは企業等からの協力内容」を記入する欄があるが、ない場合は応募ができないのか？

A 補助金以外の収入や協力がなくてもご応募いただけます。ただし、応募多数となった場合には、他の収入や協力を得ている事業を優先的に採択します。

■選考・採択について

Q 採択は先着順か？

A 先着順ではありません。締め切りまでに提出いただいた申請書はすべて受理いたします。もし応募者が多数となった場合は、選考を行います。

※選考にあたっての採択基準は応募要領を参照

Q 「神戸ジャズ 100 周年を PR する事業」とはどのようなものを指すのか？

A 2023 年は、大正 12 年（1923 年）4 月、神戸において日本で初めてのプロのジャズバンドが結成され、ジャズを演奏してから 100 年の記念の年であり、これにより神戸市は「日本のジャズ発祥の地」として、神戸ジャズ 100 周年イベントを開催します。神戸ジャズや 100 周年イベント (<https://kobe-jazz100th.jp/>) について、ロゴや 100 周年イベント開催日などのチラシ記載や SNS への投稿、イベント内での参加の呼びかけといった PR を積極的に行う事業のことをいいます。

Q 補助金以外の収入とはどのようなものを指すのか？

A イベント当日に行う投げ銭や企業や商店街からの協賛金、CD・アーティストの作品等の物販の売り上げを指します。協賛に関しては、場所の利用料金の免除や音響機材の提供等の間接的な協力でも構いません。

Q 補助金以外の収入が経費を上回った場合、補助金は減額や取消しとなるのか？

A 収入額は補助金の額に一切関与しません。そのため、多くの収入を得たとしても決定した補助金の減額や取消しは行いません。ただし、収入額の報告は必要となります。

■補助金額について

Q 上限 15 万円とする要件に合致するが、全体事業費が 11 万円～13 万円程の場合は補助率 3/4 を適用すると、計算上 10 万円を下回るがどうなるのか？

A 下限を 10 万円としていますので、補助金額は 10 万円となります。

Q 補助金額が 15 万円を上限として交付されるためには「市が特に認めた場合」を満たす必要があるが、どのような事業が当てはまるのか？

A 補助要領「補助金額」に記載のア～ウを満たす事業のうち、著名なアーティストが参加するものやより多くの市民（観客）が集まる工夫がされているものなど、まちのにぎわい創出に繋がる事業を予算や採択数を考慮したうえで採択します。

Q 令和 3～4 年度は補助上限額が 20 万円であったが、10 万円に減額した理由は何か？

A 令和 3～4 年度は、コロナ禍で活動自粛を余儀なくされたアーティストの支援を主な目的としていたため、密を避けた屋外等でのアートイベントに対して最大 20 万円を補助しました。令和 5 年度は、社会・経済活動の正常化に向けた動きが進み、屋内でのアートパフォーマンスが正常に戻りつつあるため、コロナ禍の緊急支援ではなく、まちの賑わい創出にご協力いただける屋外のアートイベントに対して最大 10 万円を補助します。ただし、一定の要件（※応募要領参照）を満たす場合は、最大 15 万円に拡充補助します。

■内容変更・延期・中止について

Q イベント内容を変更したい場合はどうすればよいか？

A やむを得ずイベント内容を変更する場合は、必ず事前に神戸市文化交流課へご相談ください。内容の変更について事前の連絡がない時には、補助金が交付出来なくなる場合がありますのでご注意ください。

なお、開催場所や日時を変更する場合は、採択の際に地域及び日時のバランスを考慮している関係上、申請時と同一区内、同一月での変更としてください。また、出演者を変更する場合は、特定のアーティストに出演機会が偏らないようにするため、過去に出演回数が多いアーティストへの変更は認められない場合がありますのでご注意ください。

Q 天候不良ややむを得ない事情により、採択されたイベントを延期することとなったが、補助金が出るのか？

A 日程変更のみでイベント内容に変更がなく、令和6年3月31日までに開催された場合は、補助金をお支払いします。ただし、必ず事前に日程を変更する旨を神戸市文化交流課へご連絡ください。

Q 天候不良ややむを得ない事情により、採択されたイベントを中止することになったが、すでにかかった費用について補助金はでるのか？

A やむを得ない事情によりイベントを中止した場合は、すでに支払われた費用や中止に伴い発生する費用について補助金をお支払いいたします。

Q 3名が出演する予定で10万円の交付決定を受けたが、1名が出演できなくなり、さらに経費が10万円未満となる見込みになった。補助金が出るのか？

A まずは代理を確保するよう努めて下さい。その際は、特定のアーティストに出演機会が偏らないようにするため、過去に出演回数が多いアーティストへの変更は認められない場合がありますのでご注意ください。その上で、当日までに代理が見つからず出演者が2人となる場合でも補助金はお支払いしますが、経費が10万円未満となる場合、補助金額は実際にかかった金額となります。また、様式第5号（補助金等交付決定内容変更承認申請書）の提出が必要です。

Q 上限15万円となる要件に合致していたが、交付決定後、諸事情により合致しなくなった。補助金が出るのか？

A 補助金はお支払いしますが、補助金額は上限10万円となります。アーティストが出演できなくなった場合には代理の確保するよう努め、様式第5号（補助金等交付決定内容変更承認申請書）を提出してください。まずは、神戸市文化交流課にご連絡ください。

Q 3名が出演する予定で10万円の交付決定を受けたが、追加で1名出演できるようになり、上限15万円となる要件に合致した。その場合、補助金は15万円が上限となるのか？

A 交付決定後の内容変更による補助金額の増額は行いません。イベント内容に変更があった場合は、様式第5号（補助金等交付決定内容変更承認申請書）を提出してください。